



「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」が制定されました

施行日：平成26年4月1日（一部は平成27年4月1日）



みんなで取り組む、食の安全・安心

平成26年2月佐賀県議会定例会において「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」が議員提案により制定され、平成26年3月20日公布4月1日施行されました。（一部の規定については平成27年4月1日から施行されました。）

（条例前文より）

- 食は、人の生命と健康を支える根源であり、その安全性と信頼性の確保が重要である。
- 近年、食品の安全性を脅かす事案が相次いで発生し、県民の食に対する関心がますます高まっており、食の安全・安心の確保に向けた一層の取組が求められている。
- 豊かな自然環境に恵まれた本県の農林水産物は、本県の食文化の継承と発展を支え、本県のブランドイメージの重要な構成要素となっている。
- 食の安全・安心の確保のためには、関係者が情報共有や意見交換を行うなど創意工夫を重ね、それぞれの責務や役割を協働して果たしていくことが重要である。
- 食育の取組や地産地消の推進を通じて、県民の健康で安全・安心な生活を実現するよう努めなければならない。
- ここに、県民の総意として、健康で安心できる豊かな県民生活を実現するため、将来にわたって食の安全・安心の確保を推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

◇目的（第1条）

食の安全・安心の確保に関し基本理念を定め、県、生産者及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにし、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全にかつ安心して消費することができる食品等の生産及び供給の確保に資することを目的としています。






◇定義（第2条）

◇基本理念（第3条）

食の安全・安心の確保に関し、5つの基本理念を定めています

- 1 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- 2 科学的知見に基づいて、県民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすること
- 3 県、生産者、食品関連事業者及び県民がそれぞれの責務又は役割を果たすこと
- 4 生産から消費に至る一連の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられること
- 5 関係者がそれぞれ相互理解を深め連携協力を図ること

◇関係者の責務・役割（第4条～第6条）

県の責務		基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定・実施する
生産者及び食品関連事業者の責務		<ul style="list-style-type: none">・基本理念にのっとり、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を適切に行う・人の健康への被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行う・県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力する
県民の役割		<ul style="list-style-type: none">・基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関し知識と理解を深め、食の安全・安心の確保に関する取組について意見を表明する・自らの食品等の取扱いにより健康に影響を及ぼさないよう努める

◇環境への配慮（第7条）

県、生産者、食品関連事業者及び県民は、食の安全・安心の確保に関する取組と環境とのかかわりを認識し、農林水産物の持続的な生産が可能な環境の保全に配慮する。



第2章 基本的施策等

◇基本計画等（第8条～第9条）

- ・県は、食の安全・安心の確保に関する基本的な計画（基本計画）を策定し、公表します。
- ・県は、基本計画に基づく施策の実施状況を県議会に報告し公表します。

◇施策の提案（第10条）

県は、県民から食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改廃についての提案があったときは、当該提案について検討を行い、その結果を通知するとともに内容を公表します。

◇食の安全・安心の確保に関する基本的施策（第11条～第25条）

<p>監視及び検査体制の整備 （第11条）</p>	<p>県は、監視、指導及び検査体制の整備に努めます</p>	
<p>危機管理体制の整備 （第12条）</p>	<p>県は、重大な健康被害など緊急事態への対処に関する体制を整備します</p>	
<p>食品等の適正な表示の 推進（第13条）</p>	<p>県は、監視・指導及び食品の表示の制度に関する知識の普及を行います</p>	
<p>調査研究の推進 （第14条）</p>	<p>県は、食品等の安全性に関する調査研究の推進及びその成果の普及を行います</p>	
<p>自主的な活動への支援 （第15条）</p>	<p>県は、生産者、食品関連事業者が自主的に行う食の安全・安心の確保に関する活動を促進するため、助言その他必要な支援を行います</p>	
<p>情報の収集及び提供 （第16条）</p>	<p>県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行い、食の安全・安心の確保に関する情報の提供が促進されるよう努めます</p>	
<p>情報の共有及び相互理解 の推進（第17条）</p>	<p>県は、生産者、食品関連事業者、県民が食品の安全性に関する情報を共有し相互理解を推進するため、情報及び意見の交換をする場を設けます （リスクコミュニケーションの推進）</p>	
<p>人材の育成（第18条）</p>	<p>県は、食の安全・安心の確保の推進を担う人材の育成に努めます</p>	
<p>生産者及び食品関連 事業者の取組等 （第19条）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 生産者は、自主的な生産工程の管理に関し、各工程において管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めることとします（農業生産工程管理（GAP※）の手法の普及） ※GAPとは、農業生産活動の各行程の正確な実施、記録、点検、評価を行うことによる持続的な改善活動をいいます 食品関連事業者は、自主的な衛生管理の方法に関し、管理すべき項目を定め、これを適切に実施するよう努めることとします 生産者及び食品関連事業者は、農林水産物の生産又は食品等の供給に係る活動に関する記録の作成及び保存に努めることとします 生産者及び食品関連事業者は、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供するよう努めることとします 	
<p>原産地に関する情報提供 の充実（第20条）</p>	<p>食品関連事業者は、国内で生産された生鮮畜産物又は加工食品を県内で消費者に販売するときは、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めることとします</p>	
<p>国、地方公共団体、関係 団体等との連携（第21条）</p>	<p>県は、国及び他の地方公共団体との情報共有、意見交換及び連携に努め、施策の推進では、関係団体等との連携に努めます</p>	
<p>食育及び地産地消の推進 を通じた取組 （第22条）</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 県は、県民が食品の安全性に関する知識と理解を深め、食品等の取扱いに当たっての適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じた知識の普及啓発及び消費者教育の充実に努めます 県は、地産地消の推進を通じ、関係者間における相互理解の促進を図り、県産農林水産物の安全性に対する信頼の向上に努めます 食育及び消費者教育に関わる者は、食育及び地産地消の推進に自ら努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めることとします 	

食品の原産地（都道府県名等）に関する情報提供の充実に努めてください

第20条：努力義務

食品の信頼性をより一層高めるとともに、消費者と食品関連事業者の間の相互理解や信頼関係の構築に資するため、「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」では、「食品関連事業者が、国内で生産された生鮮畜産物又は加工食品（食品表示法に基づく表示基準で原料原産地の表示が義務づけられている26種類の加工食品に限る）を県内で消費者に販売する際、原産地に関する情報の提供の充実に努めること」（第20条）を規定し、この規定に基づき、県では、「食品の原産地に関する情報提供基準」を定めています。

この基準に基づいて、生鮮畜産物や上記26種類の加工食品を県内で販売する際に、都道府県名等による詳細な原産地情報の提供に努めていただくこととしています。

対象：生鮮畜産物、26種類の加工食品
（カット野菜ミックス、農産物漬物など）



食品表示法

「国産」等の表示

情報提供の充実

佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例（第20条：努力義務）

より詳しい原産地表示情報	「一括表示」以外の情報提供
<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県名（佐賀県、長崎県等） ○市町村名（佐賀市、吉野ヶ里町等） ○一般に知られている地名 <ul style="list-style-type: none"> ・旧国名（肥前、筑後等） ・郡名（杵島郡、西彼杵郡等） ・島名（淡路島、佐渡島等） ・その他（九州、四国等） <p>※ 原材料等の区分により、提供すべき情報は異なります</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○シールやラベルの添付 ○ポップ掲示や棚へのカード差込 ○一覧表等の店内掲示 ○インターネットの利用 ○個別の問い合わせに応じる <ul style="list-style-type: none"> ・商品等に問い合わせ先を記載 ・担当窓口等を店内に掲示



原産地表示例	
佐賀県産	豚バラしゃぶしゃぶ用 100g 〇〇〇円
伊万里市産	牛小間切れ肉 250g 〇〇〇円
名 称	カット野菜ミックス
原 材 料 名	レタス（佐賀県産） パプリカ（熊本県産） ルッコラ（長崎県産）

● 原産地表示に関するお問い合わせ先 ●

佐賀県 健康福祉本部 生活衛生課
 〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
 電話：0952-25-7077 ファックス：0952-25-7303
 メールアドレス：seikatsueisei@pref.saga.lg.jp

第3章 自主回収の報告等

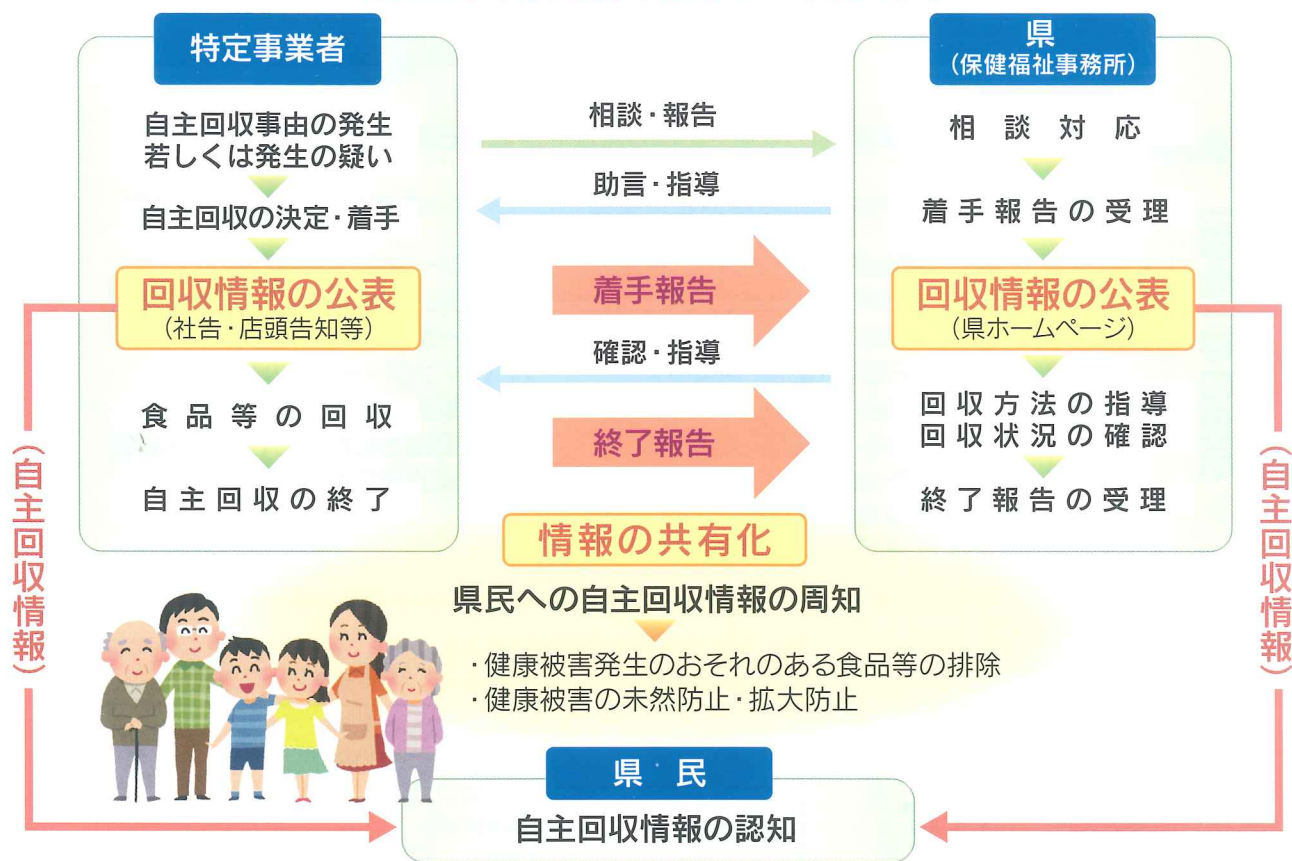
◇食品等の自主回収の報告が義務付けられます(第23条)

「佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例」第23条の規定に基づき、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止の観点から「**特定事業者**」(※1)が食品等(食品、添加物、器具又は容器包装)の「**自主回収**」(※2)を行う場合、その**着手時**及び**終了時**に県への報告を義務付け、その情報を県ホームページで公表し、広く県民に周知する制度(自主回収報告制度)が始まります。これにより、食品等の回収を促進し、健康被害の未然防止を図ります。

製造、販売等した食品等に食品衛生上の問題が発生したら、速やかに保健福祉事務所(保健所)へ連絡を!



自主回収報告制度の概要図



※1「**特定事業者**」 食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するものをいいます。

※2「**自主回収**」 特定事業者が、その製造、輸入、加工又は販売した食品等について、自主検査や消費者からのクレーム等により自ら食品衛生法違反、又はその疑いがあること等に気づき、自らの判断で回収を決定、実施することを指します。したがって、食品衛生法第54条第1項の規定による命令等を受けて回収する場合は本制度の「自主回収」に含まれません。

● 自主回収に関する相談・報告先 ●

佐賀中部保健福祉事務所	衛生対策課	佐賀市八丁畷町1-20	電話：0952-30-1906
鳥栖保健福祉事務所	衛生対策課	鳥栖市元町1234-1	電話：0942-83-2162
唐津保健福祉事務所	衛生対策課	唐津市大名小路3-1	電話：0955-73-1131
伊万里保健福祉事務所	衛生対策課	伊万里市新天町122-4	電話：0955-23-2103
杵藤保健福祉事務所	衛生対策課	武雄市武雄町昭和265	電話：0954-23-3501

◇危害情報の申出（第24条）

人の健康に悪影響が生じ、又は生ずるおそれのある食品等に関する情報を入手した者は、県に対し、適切に対応するよう申し出ることができます。県は調査を行い、その結果必要があると認めるときは必要な措置を講じます。

◇立入検査等・措置勧告（第25条、第26条）

県は、必要があると認めるときは、関係者から必要な報告の聴取及び立ち入り検査を行うことができます。また、必要な措置を講ずるよう勧告ができ、勧告に従わないときは公表することができます。

第4章 雑 則

条例施行に関し必要な事項について規則へ委任します。（第27条）

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第20条、第23条、第25条及び第26条の規定は、平成27年4月1日から施行する。



さが食育キャラクター
たべんぼくん

佐賀県 暮らし環境本部 暮らしの安全安心課

〒840 - 8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話:0952 - 25 - 7096 ファックス:0952 - 25 - 7327

メールアドレス:kurashianzen@pref.saga.lg.jp



佐賀県 食の安全安心情報

検 索

